平成30年度財政的援助団体等監査

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した平成29年度の 財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

平成29年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体(以下「補助団体」という。),県が資本金,基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体(以下「出資団体」という。)及び県が公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)のうち,40団体について,平成30年7月から平成31年2月まで実施した。

(参考)

_ (> 3 /		
区	分	実 施 団 体 数
補助	団体	24
出資	団体	11
指 定 管	理者	5
合	計	40

(4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的 に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した40団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、34団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の6団体においては、次のとおり是正又は改善を要する8件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に 行う必要がある。

※指摘事項(法令,規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められる もの)

※文書注意事項(指摘事項に至らない事項で,さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの)

(2) 監査結果の報告等

区分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会,知事部局	報告: 平成31年3月15日	知事部局からの通知(令和元年7月12日付)
教育委員会	公表: 平成31年3月29日	該当なし

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部		事項の内容	講じた措置の内容
総務部	学校法人時任学園	事 項 の 内 容 業 で	講 じ た 措 置 の 内 容 1 県の指導,監督の強化 (1) 返還が発生した学校送人に対して,就学支援金及業料軽減して,就学支援金・授業料軽減費補助金の各制度の担当者の確認をがない。 (2) 各学校にの変更請した。 (2) 各学校的援助団体監査事務との方の対し、平成30年度の財政項等によりに対し、平成30年度の財政事でであるがでは、では、会計事務に対し、ととに会計事務というととに会計事務というで理運営にのよりには、会計事務というでは、というには、は、対したのでは、対したのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して

	学校法人池田学園	(鹿等文 科費 助告賃金せる) 用旅準整 かき変	(1) 対象外となった補助金 (14,850円)について,保護者から機収し県へ返納した。(2) 授業料負担者,保護者の所得及び居住とした。 1 県の世校とした。 1 県の学校接助の年度の強化を対け、大田の学校接助いいのででは、大田のでののででは、大田のででは、大田のででは、大田のででは、大田のででは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田の
くし健祉的	日本赤十字 社鹿児島赤 十字病院	(付金) 旅費について,過不 足払いがある。(4件 過払額196,580円,4件 不足額194,220円) (鹿児島県医療施設 運営費等補助金)	1 県の指導の強化 (1) 標神の強化 (1) 標神の場合である。 場補助金のりのするととに病である。 規程とをでのす事がととに対交行うこと全での書及ととでのうる。 (2) 生命をののでは、大のののののでは、大のののののののでは、大のののののののののののののの
	社会福祉法人興正会社会福祉法人福泉会	介護職員について, 実際の配置数(3人) が基準数(常勤換算方 法で4人以上)を満た していない。 (鹿児島県軽費老人ホ ーム事務費補助金) 入居契約書及び重要事 項説明書の管理等が適正	1 県の指導,監督の強化 (1) 実地検査を行う北薩地域振興局に情報提供した。 (2) 人員基準を遵守するよう,平成31年3月19日に当該法人を指導した。 2 当該団体の講じた改善措置法人内で人員配置について関連をでは常勤3人であったが,平成31年4月からは常勤4人となった。 1 県の指導,監督の強化(1) 実地検査を行う大隅地域振興
		でない。 (1) 入居契約書及び重要事項説明書がないもの1件 (2) 重要事項説明書に不備があるもの16件 (鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金)	局に情報提供した。 (2) 書類の管理を適切に行うよう, 平成30年11月15日に当該法人を 指導した。 2 当該団体の講じた改善措置 (1) 入居契約書及び重要事項説明 書が保存されていなかったもの

			について、早急に入居者及びその家族に連絡し、それぞれの書類について説明を行った。入居者及びその家族から同意を得られたので、署名をいただくなどし、書類を整備した。 (2) 重要事項説明書に不備があったものについて、早急に入居者及びその家族に連絡し、それぞれの書類について説明を行った。入居者及びその家族から同意を得て、書類を整備した。
土木部	鹿児島県住宅供給公社	1 り 経対 () と ()	1 (1) (2) と言当 (1) 完イペ宅度居件こ 却る債めと でいた (4) には (5) として (6) として (7) に組 (7) に (7) に (7) に (8) に (7) に (7) に (7) に (8) に (7) に (7) に (8) に (7) に (7) に (7) に (8) に (7) に (7) に (8) に (7) に (7) に (8) に (7) に (7) に (7) に (8) に (7) に (7) に (7) に (8) に (7) に